

でんき・ガスセット割

令和元年10月1日実施

東日本ガス株式会社

料金その他の供給条件の内容

でんき・ガスセット割

1 対象となるお客さま

当社は、以下の条件を満たすお客さまで、当社との協議が整った場合に、でんき・ガスセット割を適用いたします。

当社の電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）にもとづく需給契約により、当社が指定する契約メニュー（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）が適用されていること。

2 契約の成立および契約期間

(1) でんき・ガスセット割は、需給約款にもとづく電気の需給契約を契約され、当社との協議が整ったときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、でんき・ガスセット割が成立した日から、でんき・ガスセット割が成立した際に現に契約している電気の需給契約の契約期間の満了日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、でんき・ガスセット割は、契約期間満了後も、契約期間満了の際現に契約している電気の需給契約の契約期間に応じて、同一条件で継続されるものといたします。

3 料金の適用開始

料金の適用開始日は、でんき・ガスセット割が成立した際に現に契約している電気の需給契約による電気料金の適用開始日といたします。

4 料 金

(1) 当社は、需給約款1（対象となるお客さま）(2)ロのガス料金および電気料金の合計から(2)の割引額を差し引きます。ただし、差し引いた結果が負となる場合には、電気料金とガス料金の合計金額を0円といたします。

(2) でんき・ガスセット割引額

1 契約につき	300.00 円
---------	----------

5 でんき・ガスセット割の消滅

(1) 当社は、お客さまが1（対象となるお客さま）に該当する電気の需給契約を廃止しようとする場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日に、でんき・ガスセット割を廃止いたします。

(2) 当社は、次の場合には、でんき・ガスセット割を解約することがあります。

イ 1（対象となるお客さま）に定める条件を満たさなくなった場合

ロ 需給約款31（解約等）に準じて当該需給契約を解約する場合

6 供給条件の変更および廃止

(1) 当社は、この供給条件を変更することがあります。この場合、でんき・ガスセット割の料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。

(2) 当社は、この供給条件を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ当社ホームページ等を通じて廃止日をお客さまにお知らせいたします。

7 そ の 他

その他の事項については、需給約款または当社が指定する契約メニューの供給条件に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう切替措置

令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に料金の算定期間の終期が含まれる料金は、附則1（実施期日）にかかわらず、でんき・ガスセット割（平成31年1月1日実施）に定めるでんき・ガスセット割引額を適用して算定いたします。